

令和3年度「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査（茨城県）」の結果

■養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況

1 相談・通報件数

(単位：件)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
相談・通報件数	12	13	11	19	9	27	15	22	32	23	16	32
虐待判断事例	4	2	3	1	1	5	3	8	4	6	4	11

2 相談・通報者(複数回答あり)

(単位：人)

本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含む)	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明	合計
1 (2.9%)	7 (20.6%)	12 (35.3%)	4 (11.8%)	4 (11.8%)	3 (8.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)	34 (100.0%)

3 相談・通報及び虐待の事実が認められた施設・事業者のサービス種別

(単位：件)

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	(住宅型)有料老人ホーム	(介護付き)有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
相談・通報	8 (25.0%)	3 (9.4%)	0 (0.0%)	4 (12.5%)	3 (9.4%)	5 (15.6%)	4 (12.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.1%)	1 (3.1%)	2 (6.3%)	0 (0.0%)	1 (3.1%)	32 (100.0%)
虐待	7 (63.6%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)

4 虐待の事実が認められた事例

	被虐待者の状況				虐待に対して取った措置	養介護施設等の種別	虐待を行った従事者の職種
	性別	年齢階級	要介護度	虐待の種別			
1	女	90～94歳	要介護5	身体的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職等
2	女	90～94歳	要介護4	身体的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
3	女	100歳	要介護3	身体的虐待 介護放棄 心理的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
4	女	85～89歳	要介護4	身体的虐待	改善指導	介護老人保健施設	介護職
5	男3人 女2人	65～69歳 1人 70～74歳 2人 80～84歳 2人	要介護1 3人 要介護2 2人	経済的虐待 5人	改善指導	訪問介護事業所	介護職
6	男1人 女1人	90～94歳 1人 80～84歳 1人	要介護1 1人 要介護3 1人	経済的虐待 2人	改善指導	通所介護事業所	介護職
7	男	80～84歳	要介護4	身体的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
8	女	90～94歳	要介護4	心理的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
9	男2人 女10人	75～79歳 3人 80～84歳 2人 85～89歳 1人 90～94歳 3人 95～99歳 3人	要介護3 4人 要介護4 6人 不明 2人	身体的虐待 2人 介護放棄 10人	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職等
10	男3人 女12人	70～74歳 1人 75～79歳 3人 80～84歳 2人 85～89歳 3人 90～94歳 4人 95～99歳 2人	要介護3 1人 要介護4 7人 要介護5 5人 不明 2人	介護放棄 15人	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職等
11	女	80～84歳	要介護5	身体的虐待	改善指導	(介護付き)有料老人ホーム	介護職

5 参考

(1) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

(第25条)

都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置、その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(2) 厚生労働省令で定める都道府県知事による公表事項

(第3条)

法第25条で定める事項は、次のとおりとする。

1 虐待があった養介護施設等の種別

2 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

(3) 用語の解説

ア「養介護施設従事者等」とは

・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

イ「養介護施設」とは

・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム

・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センターなど

ウ「養介護事業」とは

・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業

・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業など